

# ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第67号 発行日：令和4年12月4日

## 「認定基準もよく知りません。」

—被告側医師証人は診断基準もなく認定基準も知らなかった—

令和4年9月7日、熊本地裁において、被告側証人の高昌星医師（脳神経内科）の証人尋問が実施されました。高医師は、原告のうち17名について、水俣病と診断することは難しいとの意見を述べました。

しかし、高医師は、水俣病の診断基準はなく、行政の認定基準もよく知らないと言いました。原告の皆さんを「水俣病と診断することは難しい」というためには、診断基準がなければ判断できないはずで、高医師が診断基準を持っていないということは、その意見にまったく根拠がないことを示しています。

それだけではありません。高医師は、原告の皆さんが居住していた地域である出水市栄町や出水郡東町川床の場所を知らなかったほか、それらの地域が公健法や水俣病特措法の指定地域・対象地域になっているかどうかも知りませんでした。高医師が水俣病を念頭に置いて意見書を作成したのであれば、原告の皆さんがどの場所でどの程度の魚介類を食べていたのかを確認するのが当然です。高医師はそのような作業もしていないことが明らかになりました。

裁判官からは、体幹部などには感覚障害の変動が見られるものの手首と足首については一貫して感覚障害が確認されている原告について、それでも水俣病と言えないのかとの質問がなされました。

これに対し、高医師は、「変動が見られるという点で水俣病と診断することはできません。」と証言しましたが、理由は説明しませんでした。

裁判官からの質問は、高医師の意見の問題点を突くものであり、この訴訟の本質に迫るものでした。このような鋭い質問が裁判官からなされたことは、とても重要なことで、評価できるものです。裁判官も判決に向けて、真面目に考えているということではないでしょうか。



【写真】門前集会での「団結がんばろう！」



【写真】報告集会の様子（橋本和隆弁護士）

# 近畿訴訟、動く！！

## いよいよ佳境に…！

### 第38回口頭弁論

令和4年9月9日、大阪地方裁判所で、近畿訴訟第38回口頭弁論期日が行われました。

この日は、昼休みの門前宣伝行動を行いました。ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議が全国で集めた約1万人分の公正な判決を求める署名を大阪地方裁判所に提出しました。

今までにも、3月2日に2万筆、5月11日に1万筆、7月13日に1万筆を集めており、累計5万筆を提出しました。この署名は、今後も継続して裁判所に提出していく予定です。

近畿訴訟の勝利を目指して原告団や弁護団、支援の方々と一緒に頑張りましょう。

### 裁判官、不知火海一帯を視る！！



【写真】 進行協議開始直前の水俣港の様子

令和4年9月26日、「現地進行協議」が実施されました。これは、裁判官が現地に来て、進行協議を行う手続きです。

当日は、水俣港から貸切船で出港し、丸島港沖→津奈木沖→葦北沖→田浦沖と不知火海を北上して姫戸沖に停泊、姫戸町と龍ヶ岳町の境界と龍ヶ岳町と倉岳町の境界で特措法の対象地域の線引きが不合理であることを説明しました。その後、倉岳山頂から不知火海を見渡し、特措法の対象地域と非対象地域がどんなに近い距離なのか、確認しました（百聞は一見に如かず！）。それから大多尾沖→宮野河内沖、長島町茅屋（ぼや）港で上陸、蔵之元港→旧長島町と旧東町の境界→道の駅だんだん市場→阿久根市を走行し、出水駅で解散しました。大成功といえるでしょう！

すべての水俣病被害者救済に向けて

**ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。**

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目16-1

マルダイビル1階 たんぽぽ法律事務所内（担当 広瀬）

電話 096-247-6185 FAX 096-247-6186

HP <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索



【公式キャラクター】  
ミナノちゃん